

# 生産緑地の買取り申出の流れ

買取り申出ができる要件

**その1**  
30年を経過した生産緑地で、  
特定生産緑地に指定されていない  
又は  
10年を経過した特定生産緑地で、  
特定生産緑地に再指定されていない

30年経過していない生産緑地 又は  
10年経過していない特定生産緑地

買取り申出までの事務手続き

**その2**  
農業の主たる  
従事者が死亡

**その3**  
農業の主たる従事者が  
従事することを不可能にさせる  
故障を有することとなった場合

故障認定の手続き  
(農業政策課) ※1

「生産緑地該当証明申請書」 (都市計画課)

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」  
(農業委員会)  
・手数料 300円/件

「生産緑地買取り申出書」の提出 (都市計画課)

買取り申出後の流れ

1か月以内

市の回答

買い取る旨の通知

買い取らない旨の通知

価格の協議  
【成立しない場合は収用  
委員会への裁決申請】

農林漁業希望者へのあっせん

法律の目的に従った  
適切な管理  
【公園、緑地等として整備】

生産緑地継続  
【所有権の移転等】  
〔許可については〕  
農業委員会へ  
※通知はありません

建築行為等が可能  
【行為制限解除】  
(買取り申出から3カ月後)  
〔農地転用については〕  
農業委員会へ  
※通知はありません

- ※1 主たる従事者の故障による買取り申出は、事前に市長(農業政策課)の認定が必要です。
- 生産緑地の指定後に相続した農地は、買取申し出ができる場合があります。(都市計画課)
- 主たる従事者が不明な場合は 都市計画課へ

◆ 各手続きの内容については、担当部署へご相談ください ◆

伊丹市

都市計画課 (市役所4階) 072-784-8067  
農業政策課 (市役所4階) 072-784-8050  
農業委員会 (市役所5階) 072-784-8094